

平成27年4月障害福祉サービス等報酬改定に係る届出が必要な新規加算等の取扱いについて

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に係る鹿児島市に届出が必要な新規加算等の取扱いは次のとおりとします。

1 届出が必要な新規加算等の内容及び取扱い

加算の名称	変更等の内容	取扱い	提出書類
福祉・介護職員処遇改善(特別)加算 (各サービス共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅰ)の新設 ・旧福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)は、それぞれ新福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月15日までに計画書(案)を市に提出し、内容について審査を受ける。 ② ①終了後、期限日までに届出書を提出 ※ 当該加算の取扱いについては別途HPに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙27の関連書類
福祉専門職員配置等加算 (各サービス共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅰ)の新設 ・旧福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は、それぞれ新福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)、(Ⅲ)に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の(Ⅰ)を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出 ・27年3月31日において旧福祉専門職員配置等加算の(Ⅰ)、(Ⅱ)を算定しており、平成27年4月1日以降も変更がない場合は、新福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)、(Ⅲ)にそれぞれ移行(変更届の提出の必要はなし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙14 ・別紙2 ・(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する場合は、資格者証 ・(勤続3年以上の要件で(Ⅲ)を算定する場合は)実務経験証明書
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (日中活動系サービス、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助)	<ul style="list-style-type: none"> ・算定対象に、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助を追加(これまでの対象は日中活動系サービスのみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助において、当該加算を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3 ・従業者の「専門性」を称する資格者証等

加算の名称	変更等の内容	取扱い	提出書類
送迎加算 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型)	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅱ)の新設 ・要件の県の独自基準の廃止 ・旧送迎加算は、新送迎加算(Ⅰ)に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の(Ⅱ)を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出 ・27年3月31日に旧送迎加算を算定しており、平成27年4月1日以降も変更がない場合は、新送迎加算(Ⅰ)に移行(変更届の提出の必要はなし)。ただし、県の通所サービス等利用促進事業の要件により、届出を行い旧送迎加算を算定していた事業所で、平成27年4月1日以降新送迎加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合は、届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙26
特定事業所加算 (居宅介護、 重度訪問介護 、同行援護、行動援護)	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅳ)の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の(Ⅳ)を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙12-1、2、3、4
特定事業所加算 (重度訪問介護 、行動援護)	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅰ)及び(Ⅱ)におけるサービス提供責任者要件の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を27年4月1日以降算定する場合は、(4月1日から5月30日までの間に、新たに算定を開始する場合又は27年3月31日において、特定事業所加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を算定していた場合に関わらず、)期限日までに届出書を提出 ・平成27年3月31日のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置の終了に伴い、特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を終了する場合も、終了の届出を提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙12-2、4 ・別紙12-2、4の各要件の根拠となる書類 ※ 今回の加算の変更内容はサービス提供責任者要件のみだが、それ以外の要件を満たすことを証する資料も必ず添付すること。
開所時間減算 (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・開所時間減算に、「4時間以上6時間未満」の区分を新設 ※ 「4時間未満」の区分の減算率の変更あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・開所時間が「4時間未満」又は「4時間以上6時間未満」の事業所は、それぞれ期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙2 ・運営規程

加算の名称	変更等の内容	取扱い	提出書類
常勤看護職員等配置加算 (生活介護)	・新設	・当該加算を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出	・別紙25 ・別紙2 ・資格者証
重度障害者支援加算(強度行動障害支援者養成研修修了者による支援) (短期入所)	・強度行動障害者支援養成研修修了者等による支援を強度行動障害者に対して行った場合10単位加算	・当該加算を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出	・別紙24
栄養マネジメント加算	・人員配置要件の経過措置の終了	・27年4月1日以降当該加算を算定する場合は、(4月1日から5月30日までの間に、新たに算定を開始する場合又は27年3月31日において当該加算を算定していた場合に関わらず、)期限日までに届出書を提出	・別紙16 ・別紙2 ・資格者証
重度障害者支援加算 (施設入所支援)	・(Ⅱ)の要件の変更	・重度障害者支援加算(Ⅱ)を27年4月1日以降算定する場合は、(4月1日から5月30日までの間に、新たに算定を開始する場合又は27年3月31日において旧重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた場合に関わらず、)期限日までに届出書を提出	・別紙4-2
重度障害者支援加算 (共同生活援助)	・要件の変更	・当該加算を27年4月1日以降算定する場合は、(4月1日から5月30日までの間に、新たに算定を開始する場合又は27年3月31日において旧重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた場合に関わらず、)期限日までに届出書を提出	・別紙32 ・別紙2

加算の名称	変更等の内容	取扱い	提出書類
夜間支援等体制加算 (共同生活援助)	<ul style="list-style-type: none"> ・月単位の算定から日単位の算定に変更(同時算定不可から同日の算定不可に変更。これにより、(Ⅰ)～(Ⅲ)の全て、又はこれらのうち、二つの体制を同時にとることは可となった。) ・(Ⅰ)の夜間支援対象利用者の区分の変更(「2人以下」と「3人」の区分を新設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合は、期限日までに届出書を提出 ・27年3月31日において夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定しており、「2人以下」又は「3人」の区分に変更する場合は、期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙11 ・(Ⅰ)又は(Ⅱ)の場合は別紙2
夜間支援等体制加算 (宿泊型自立訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)が夜間支援等体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)に、夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)が、夜間支援等体制加算(Ⅲ)に変更 ※ 夜間支援等体制加算は日単位の算定であることに注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを4月1日から5月30日までの間に算定開始する場合(27年3月31日において夜間防災・緊急時支援体制加算を算定している場合を含む)は、期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙21 ・別紙2
就労移行実績区分 (就労移行支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・「過去2年間の就労移行者数が0」の区分を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の実績に応じて、期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1
就労定着支援体制加算 (就労移行支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援体制加算を就労定着支援体制加算に変更 ・変更後は、利用者の就労定着期間ごとに算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の実績に応じて、期限日までに届出書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙6-1
目標工賃達成加算	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅰ)の新設 ・旧目標工賃達成加算加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は、それぞれ新目標工賃達成加算加算(Ⅱ)、(Ⅲ)に変更 ※ 算定要件の変更あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に当該加算の届出について通知する予定 	<ul style="list-style-type: none"> 5月に通知予定

加算の名称	変更等の内容	取扱い	提出書類
目標工賃達成指導 員配置加算	・ 算定要件の変更	・ 当該加算を27年4月1日以降 算定する場合は、(4月1日か ら5月30日までの間に、新た に算定を開始する場合又は 27年3月31日において当該加 算を算定していた場合に関 わらず、)期限日までに届出 書を提出	・ 別紙23 ・ 別紙2 ・ 別紙2-3
特定事業所加算 (計画相談支援、 障害児相談支援)	・ 新設	・ 特定事業所加算を4月1日か ら5月30日までの間に算定開 始する場合は、期限日まで に届出書を提出	・ 別紙33

2 提出期限

平成27年4月30日(木)

※ 報酬告示、留意事項通知、Q & A その他関連資料を確認のうえ提出すること。

3 提出書類

- ・ 指定内容変更届出書(様式第3)
- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第6)
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)
- ・ 上記1の「提出書類」欄に記載の書類
- ・ 別紙に記載の添付書類

※ 様式は、市HPに掲載の最新のものを使用すること。

4 届出の提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市障害福祉課 ゆうあい係

5 その他

(1) 【就労継続支援A型・B型】重度者支援体制加算Ⅲ

平成27年3月31日の経過措置の終了に伴い廃止(平成27年3月31日に算定していた事業所は届出の提出は不要)

(2) 食事提供体制加算

経過措置を平成30年3月31日まで延長